

※ 上記（１）及び（２）を満たす事業者であっても、次の（ア）～（コ）のいずれかに該当する場合は、本補助金の対象外となります。

（ア）次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）である場合

a. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

b. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

c. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 ※ 自治体等の公的機関に関しても大企業とみなします

（イ）国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合

（ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど）及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者

（エ）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき

※ ご提供いただいた情報は、石川県警察本部に照会する場合があります。

（オ）暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき

(カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

(ク) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(ケ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が上記(工)から(ク)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(コ) 主たる事業所等の石川県外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき